

その後の
土木建築
統制問題

特252

300

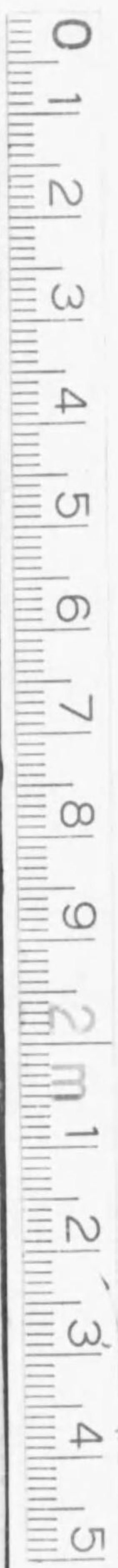
土木建築俱樂部編



—發行所—

東京・麹町 光陽社 内幸2ノ10

補本



始



特252
300

その後の
土木建築
統制問題

土木建築倶楽部編

光陽社



目次

まえがき	三
當局案は甘い	五
工聯案は通るか	一二
仲裁案ではない	一五
協會案の再検討	二一
協力一致態勢成る	二六
一抹の不安	二八

自主整備の氣運

三二

附 録

滿洲國土木建築統制要綱

三九

臺灣土木建築統制案

五〇

ま え が こ

前に編した「土木建築界と統制問題」の頃と、現在では、何の程度に問題の推移が變化し、進展してゐるかを端的に言へば、其の頃は業界内部に於ける理論闘争の時代であつて、現在では、業界の手を離れて商工省を中核とする政治的動きの如何にかゝつてゐると言へるであらう。正に業界では論議を盡し終へて、聊か疲れ氣味であるに反し、商工省と他の事業官廳乃至企畫院方面との本問題の處理交渉は頗る緊張したものとなつてゐる如くみられる。闘ひ疲れた業者は、お互ひに抱き合つて、舞臺上に展開され様とする終幕の場面を見凝めてゐると言つた現状にある。従つて此處では、前幕の様を述べるよりも、これから待はれ様とする結末への見透しやら、豫想やらさへは舞臺面の情景やらを詳さに述べた方が興が深い様には考へるが、何せ土木建築界は複

雑多岐に亘つてゐる。鬼が出るか、蛇が出るか、實は筆者にも豫斷が下されないのである。それに筆者は、此の土建界の劃期的な變革期に直面し、即ち土建界維新とでも言ふべき機會に遭遇して、其の間の情勢の推移を記録的に認めて置きたいといふ氣持ちを持つてゐる。従つて多少は無駄な頁を重ねるかも知れないが、前著以後の情勢の推移を成る可く記録的に書き上げてみることにした。或ひは今後、更に第三回目の「其の後の」統制問題」とでも言ふべきものを編する必要が生れるかも知れない。希はくば筆者をして其の必要なからしめ、本著編出の直後、目を経ずしてより良き統制機構の出現を期待するや切なるものがある。

昭和十八年一月

著者識

當局案は甘い

——と商工省豊田企業局長は言ふ——

昭和十七年十一月十七日に日本土木建築工業組合聯合會が定時總會を開催した際、商工省豊田企業局長は、商工當局談とも言ふべき左の意見を發表した。

「各位には軍關係の工事に、或は生産力擴充關係の工事に、或は統後國民生活に緊要であります各種施行の工事に、日夜孜々として職域奉公の誠を致されてゐるといふことに對しまして、先づ以て深甚なる敬意を表する次第であります。此の土木建築業界に於きましては一昨年七月の頃工業組合法が適用されるに至りまして爾後一ケ年有半を経たる間に於きまして全國的に工業組合の設立も完了致し、更に昨年七月には此の聯合會の設立をも見るに至りまして、我國土木建築業者を殆んど全部網羅致してをります業界最有力の團

體結成が整ふたといふことに就きまして御同慶に堪へない次第であります。

然るに其後業界の情勢、殊に國家全般の情勢からみまして、いよ／＼以て業界の機構の整備、更に企業整備或ひは労働力の最高度を發揮致す有効利用を圖らねばならないといふいろ／＼な見地から致しまして目下差當り一帯緊要な問題と致して取上げられてゐるのが統制會設立の問題であります。これに就きまして、本聯合會に於きましては或は委員會を設けて業界各方面の意見を持寄られ、極めて熱心に研究せられましていろ／＼御意見も出てゐる様なわけであります。

又業界の他の關係團體に於きましてはそれ／＼の分野から研究を遂げられまして、其の結果熱烈なる御意見が種々出てゐる次第であります。

要するに最早や今日の情勢を見ますると論議の時ではなく直に實行の時期に當面致してゐると思はれるのでありまして、吾々と致しましても此の氣運に鑑みまして、最近統制會機構の立案に大いに力を入れた次第であります。

漸く大體の成案を得て來て居りますので近く關係者ともそれ／＼打合せを遂げまして、其の中に業者の代表者諸君にも御集りを願つて篤と御懇談の機會を作りたいと考へてゐる次第であります。

只今も申述べまする如く業界關係團體に於きまして相當論議を盡され、其の結果を吾々に齎され、又吾々と致しましても深甚なる考慮を加へまして漸く最後の案を作る譯なのでありますから、これが將來御相談の席に持出されました際にはどうか最早や論議のときでなく正に實行の時期であるといふ點に重點を置かれ、しかも小異を棄て、大同につくといふ大局的な見地、國家的な立場から全面的なる支持を只今より要望致して置く次第であります。

斯く致しまして迅速に統制會の設立をみ、それから今後幾多の重要問題の解決に向つて行きたいと考へてゐる次第であります。どうか其の點に就きまして豫め充分なる御諒解を求めて、これを特に御願ひ致して置く次第であります。

申す迄もなく土木建築は國防國家建設の基礎部門を擔當致すものでありまして、極めて重要なる産業であります。殊に軍需工場が只今全國に亘りまして吾々はこれに相當關係を持つてゐるものが驚く程の計畫が今進められつゝあるのでありまして、今後土木建築業界に課せられる責任は極めて重且つ大なるものがあると存するのであります。

而し乍ら一方重労働者の不足、それに關聯致しまして軍需工場方面等の熟練工まで或程度それに奪はれて行くといふ様な傾向すらあるのであります。目下最も喫緊の要務と致されてをりまする生産力の擴充、軍需の充足の上にも相當支障を來してゐる様な情勢であります。従ひまして今後益々股賑を加へて行きまする土木建築業界におかれましても、今日に於ては單に土木建築業界の仕事のみがうまく行くといふことだけではいけないのでありまして、國家の總力即ち総合的な國家の力といふものが全面的に最大限度まで昂揚せられて行くといふことが必要なのであります。それ等の點にも深甚なる思ひを致されまして自肅自戒を致され、正しい本當の意味に於て職域奉公に邁進せられんことを此の機會に併

せて要望致す次第であります」
次いで出席代表業者より

「現在全國の土木建築業者は平和時代に於ける統制機構の下に在つて全力を傾けて國家に奉公してゐるが、遺憾乍ら平和時代の機構は、戦時下に在つては幾多の欠陥を有してゐる。希くば、一日も早くこれを整備し總力を國家目的に捧げ得る體制の確立を冀求する。工聯案を提出後既に一ケ年に垂んとしてゐるが、未だ舊態依然たる業界の實情であるから本日商工省出席者から今少し具體的な説明を聴き地元業者に傳へたい」
旨の要望があつたのに對し、豊田企業局長は更に語を次いで大要次の如く言明した。

「當面統制會の設立が問題となつてゐるのであります。翻つて土木建築界の現状をみますると、其の重要性はもとよりであります。他の重要産業に較べるといへば、な面で相當立ち遅れてゐたのであります。何分工業組合法により統制を初めたのが極めて最近であるのみならず、業態が又頗る複雑多岐に亘つてゐるのであります。例へ統制會の設

立をみましても纏らぬ業界の特殊事業が存在してゐるのであります。

何卒官民共事情を諒とせられたいと思ひます。

業界でも豫て種々の意見が唱へられてゐたのでありますが、然し最早や今日では意見も盡きた觀があり、平たく言へば聊か疲れ氣味になつてゐるのであります。此の邊で當局が斷を下す必要がある情勢に立ち至つてゐるのであります。商工省と致しましても一應案を得るに至りました。

然しそれは商工省案といふよりも業界諸般の意見、特に土建工聯の意見に對しては充分これを斟酌するつもりで居りますが、其の内容に就ては、何分にも他の官省が土建に關係して居りますので、これ等とも充分打ち合せる必要がありますので當局の調査の片鱗を發表することは、敏速に統制會の設立を圖る上にも支障ありと考へられるのであります。

然して統制會の設立は企業整備とは全々別個に行ふつもりでありまして、企業整備を初めからする考へはありません。先づ統制會を設立して必要あれば然る後企業整備に取り掛

る。

尙設立に際しましては會員の資格の問題が起つて來ますが、此の點に就ては實は至つて甘い案で臨むつもりで居りますから、御心配する様な懸念は萬々ないと考へて頂いてよいと思ひます。

企業局では只今小賣業整備、轉廢業問題とか企業整備に關する諸般の問題を取扱つてゐまして、業界でも喧しい論議が行はれましたが、今日では大勢は落ち着いて來たと考へられまして當局としては萬遺憾なき措置方針を講ずる心算であります。

何うか御安心の上、業界にも其の氣分を充分浸潤させる様希望する次第であります。何れ近く關係省と打合せを了しまして可及的速やかに業界代表者のお集りを願ふ方針で居りますから、何卒當局の意のあるところを諒とせられ、これを支持して頂きたいと思ふのであります。

工聯案は通るか

——四圍の情勢逆賭し難し——

日本土木建築工業組合聯合會が、豊田企業局長の言明に如何に満足し、安心したかは其の後に於て何等の動きをみせて居らないことによつても首肯せられる。商工省案が「至つて甘い案」であるといふことは、曩に提出した工聯案を指したものでない迄も、少く共それに近いものであると一般に考へた様である。恐らく大業者案と言はれてゐる所謂「協案」は、商工省案から程遠く置き去されたことであろう。地方中小業者の意見を代表する「工聯案」が斷然勝利を博するに違ひないといふ安心が、工聯をして統制會問題の研究續行を停止せしめたものゝ様である。

「特に土建工聯の意見に對しては充分これを押戻する……」と言ひ「御心配する様な懸

念は萬々ない……」と言はれてみれば、工聯とすれば安心し、意を強うするは當然のこと、地方中小業者に對し「その氣分を充分浸潤させ」たわけである。

豊田企業局長が言ふ様に、儲かに「最早や今日では意見も盡きた觀があり、平たく言へば聊か疲れ氣味になつてゐる」のであつて、「此の邊で當局が斷を下す必要がある」と言ふのは尤もなことであろう。

斷を下す準備として、既に商工省では「大體成案を得」てゐるのであり、「關係省と打合せを了し、可及的速やかに業界代表者と懇談する」方針を樹てゐるのであるから、業界では當局の招きを今か／＼と持ちこがれてゐる現状にある。

ところが十一月は去り、十二月も過ぎて、昭和十八年が明けても何の音沙汰がない。或ひは他の官省との折衝打合せが六ヶ敷くなつてゐるのではないか、或ひは統制會の設立は取り止めとなるのではないか、といふ不安と憶測が業界を覆ふて、何時とはなく焦燥の氣分が漲つて來たのである。「論議の時を過ぎ、斷を下す時期となつてゐる」といふ言明が

あつて既に數十日を経過し、尙何等の進展をみせて呉れないのであるから、此の不安、此の焦燥も無理からぬことである。

此の遅滞の原因が、他の官省との折衝にあることは凡そ明らかなるところである。

何となれば、業界の情勢は、論議を盡し終へて今は當局の斷があつた場合、其の如何を問はず、それに協力する心構へを整へ來つてゐるからである。

「業界は特殊事情が存在し……他の官省が土建に關係してゐる」以上は商工省のみの押し計らひを以て處理出来ない重要性があるのである。

此のことは統制會機構の構成といふ點に於ても云はれることで、既に出來上つてゐる商工省案が例へ「甘い案」であり、萬一にも工聯案に近いものであつたにしても、他の官省との折衝打合せの結果如何によつては方針を變更されることなしとしないであらう。

兎まれ豊田企業局長の言明によつて、商工當局の統制會に對する方針は或る程度其の外廓を示唆するものであつた。「其後の統制會問題」は業界内部に於ける論議の時期を脱し

て、官に於ける政治的運営に移行したものと、如くである。

仲裁案ではない

— 東京工組案の存在 —

過去二ヶ年に近い「協會案」と「工聯案」の抗争は其の後解消せられたであらうか。

少く共業界案の「單一案」は遺憾乍ら遂に今日に至るも實現し得なかつたのである。

筆者が前著「土木建築界と統制問題」を物して直後、東京土木建築工業組合が、此の兩團體の中間に立つて、仲裁的意圖の下に統制會問題の検討をなし、所謂「東京工組案」なるものを作り上げたのである。

東京工組理事者に言はしむれば、此の案は協會と工聯に對する仲裁案ではなく、東京工組自體、独自の案であると稱してゐる。

此の東京工組案に對して、工聯側の委員の中に若干共感を寄せ、出來得べくんば協會側にも呼びかけて、所謂單一案への基礎案とし様と考へた者もあつた様である。

此の頃、東京工組を中心にして、業界團體首腦者の動きは或ひは表面工作に、或ひは裏面工作に、最も活潑な展開をみせた。

結果は所謂「白紙還元」となつて、曖昧の裡に以前の姿勢に立ち還るの餘儀なきに至つたのである。「白紙還元」といふのは、當時いろ／＼な意味に解釋されてゐたが、結局今までの妥協交渉は無かつたことにして、各々以前の案に立ち還つて工聯は工聯案、協會は協會案、東京工組は東京工組案でそれ／＼の意見を押し行くといふ結論になつた。

今までの交渉を全部撤回して、以前の白紙に還し、各團體から新たに混成委員を出し、單一案を作り上げる意味の「白紙還元」とはならなかつたのである。

然し乍ら、此の妥協への交渉過程に於て、工聯案に若干の修正をみ、東京工組案がハツキリと別の立場に置き樹てられたことは、商工當局が案を樹てる上に於て、業界の意志を

知るためにも或る程度参考となつてゐるかも知れない。

此の意味で一應、修正工聯案及び東京工組案を紹介して置く必要があるであらう。

◇修正工聯案（要綱）

一、統制會の構成

産業團體令に基き中央に統制會を設け道府縣統制組合（又は工業組合）を以て其の構成員とす

二、工事の統制

軍、官、計畫産業其他中央的の工事は統制會の直接統制に屬し道府縣市町村の工事其他民間の地方的の工事は道府縣の組合の統制に屬せしむ

三、統制の運営

統制會の内に工事統制に關する委員會を設けて其の運営に當らしむ、委員會は軍工事、

鐵道工事、生産擴充事業工事、官工事等の如く工事の種類に大別して各統制委員會を設けると共に組合員の一級乃至三級の資格よりそれ／＼適當なる工事の配分をなすものとす、道府縣組合は統制會に準じ地方工事の統制委員會を設く

四、統制の目的及び範圍

國防國家の要請に應じ斯業の能率化を計るため之が合理的整備を行ひ全國業者の總力を増強結集し、資材、勞力すべてを綜合統制して重點主義建設の重責を全ふせんとするの目的を達するため業者はすべて道府縣組合に加入し其の資格により一級乃至四級に分ち其の能力に應じ統制會及び組合に於て工事を配分す

五、統制會の外に工事用器材、資材を處理する經濟行爲機關を設け退藏器材若くは資材の活用其他を計りて工事能力を發揮せしむ

◇東京工組案

一、統制組合員は現在の工業組合員を甲、乙、丙、丁の四級に分ち全國及び東部、西部並に地區別、府縣別の統制組合により工事の統制割當を爲すものとす

二、各組合員の資格を左の如く定む

イ、全國統制組合

土木建築工業組合員にして左に該當するものを以て組織しこれを甲級組合員と稱す

資本金——五十萬圓以上の者

實績——年額五百萬圓以上

技術者——三十人以上を保有する者

ロ、東部、西部統制組合

地域により東部及び西部に分ち當該部に屬する土木建築工業組合員にして左に掲ぐる者を以て組織し、これを乙級組合員と稱す

資本金——十萬圓以上の者

實 績——年額百萬圓以上

技術者——十人以上を保有する者

ハ、地方統制組合

1、地區別統制組合

全國を七地區に分ち各地區別に統制を行ひ同地區内に於ける土木建築工業組合にして左に掲ぐる者を以て組織しこれを丙級組合員と稱す

資本金——五萬圓以上の者

實 績——年額五十萬圓以上

技術者——三人以上を保有する者

2、府縣別統制組合

府縣に於ける土木建築工業組合員にして左の實績を有する者を以て組織し之を丁級組合員と稱す

實 績——年額五萬圓以上の者

三、統制會は一般に工事の發注を受けたる場合工事の特殊性及び其の規模の大小を斟酌し會長の認むるところに従ひ各統制組合に割當を行ふものとす

四、前項の場合發注者の希望により特に施工請負業者を指名して依頼を受けたるときは原則として其の指名者に割當するものとす

五、乙級以下の組合員に割當を爲す場合會長に於て必要ありと認めたるときは隣縣の工事をも割當することあるべし

六、第二項に掲げたる實績とは既往二ヶ年間に於ける平均實績額を云ふ

協會案の再検討

——修正して甘くなる——

土木工業協會と建築業協會が共同し、新體制研究委員會を設けて作り上げた所謂「協會案」なるものは、工聯側から云はしむると大業者に都合よく出来てゐることだ。

案の内容が、しかく左様なものであるか否かは各々の見解にも依ることであるが、これを大業者案なりとして敬遠(?)するところには若干感情的な或るものが含まれてゐると言ふものがある。

兎まれ「協會案」は「工聯案」のその如く最初から内容が屢々變更されることなく、他から如何なる交渉、工作が爲されるとも微動だもせず、終始一貫原案を固持して來たものであつた。

ところが舊職工聯定時總會の席上で豊田企業局長が、前項にある如き言明を爲し、且つ四圍の情勢が變遷するに至つたのに鑑み、久しい靜觀を破つて委員會を再開し、案の再検討を行つた結果、遂ひに原案の修正を斷行したのである。

修正箇所が、統制會單獨加入會員資格を引下げたこと、プロツク統制組合を擴大したこ

とで、或る意味でこれは「甘い案」に樹て直したものと云へる様である。

修正點次の如し (一) 印修正點

一、單獨會員資格

1、拂込資本金百萬圓以上の法人

とあるを

(1) 拂込資本金五十萬圓以上の法人

とす

2、過去三ヶ年の請負額一ヶ年平均一千萬圓以上の契約実績を有する者

とあるを

(2) 過去三ヶ年の請負額二ヶ年平均五百萬圓以上の契約実績を有する者

とす

3、専門學校以上の卒業生及び十ヶ年以上の經驗を有する技術者三十名以上を保有する

者とあるを

(3) 専門學校卒業者及び十ヶ年以上の經驗を有する技術者二十名以上を保有する者とす

二、團體會員の組織する統制會の分布地區

- 1、北海道 北海道 樺太
 - 2、東 北 青森、岩手、山形、宮城、福島、新潟
 - 3、關 東 茨城、千葉、栃木、群馬、東京、埼玉、神奈川、山梨、静岡
 - 4、中 部 富山、石川、福井、岐阜、愛知、長野
 - 5、近 畿 滋賀、京都、和歌山、奈良、大阪、兵庫
 - 6、中國、四國 岡山、廣島、山口、鳥取、島根、香川、高知、愛媛、徳島
 - 7、九 州 福岡、佐賀、長崎、大分、熊本、宮崎、鹿児島、沖縄
- とあるを

- (1) 北海道地區 北海道、樺太
- (2) 東北地區 青森、秋田、岩手、山形、宮城、福島
- (3) 關東地區 茨城、群馬、栃木、埼玉、千葉
- (4) 東京地區 東京府
- (5) 東海地區 神奈川、静岡、山梨
- (6) 中部地區 愛知、三重、岐阜
- (7) 信越地區 長野、新潟、富山、石川、福井
- (8) 近畿地區 滋賀、奈良、京都、和歌山
- (9) 阪神地區 大阪、兵庫
- (10) 中國地區 岡山、廣島、島根
- (11) 四國地區 香川、徳島、愛媛、高知
- (12) 關門地區 山口、福岡

(13)九州地区—佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄
以上十三地区とす

協力一致態勢成る

—今は當局の断を俟つ許り—

そうこうする中に昭和十八年が明けて新年の十五日

畏くも 天皇陛下に於かせられては各産業界の代表的人物二百六十六名を宮中にお召し
になり、産業御奨励の有難き思召から業界代表者に調を賜つたのである。拜謁の光榮者の
中には、我が土木建築界より鹿島精一(鹿島組)大林義雄(大林組)清水康雄(清水組)原
孝次(大倉土木)林米七(西松組)竹中藤右衛門(竹中工務店)小谷清(間組)の七氏が加つ
てゐた。

拜謁を終つてから東條首相は、此の有難き思召を博く産業人に傳達せよと訓された様で
あるし、業界人は擧つて此の光榮は單に七氏の光榮である許りでなく、土木建築界の光榮
であるとして恐懼感激し、協力一致して、聖旨に應へ奉らんとする決意を固めたのである
恐懼感奮した業者が、やがて胸を打たれるものは何であつたかと云ふに、先づ今までの様
に、大業者と中小業者が對立し抗争してゐることの如何に申譯ないかといふことであつた。
協力しよう、一致しよう、とする心が自づと相寄つて、遂に工聯の陣容強化となつた。
即ち中小業者の團體であると云はれてゐた日本土木建築工業組合聯合會の顧問として、新
たに、鹿島精一、大林義雄、清水康雄、原孝次、林米七、竹中藤右衛門、小谷清の七氏が
就任し、相談役として宮長平作、錢高久吉、松村雄吉、鴻池小六の四氏が選任され、各氏
ともこれを受諾した。

斯くて聯合會は強化された。大業者もなく、中小業者もなく、凡そ日本の土木建築業者
は日本土木建築工業組合聯合會の傘下に一元的に集中せられた。

例へ過去に於て、相異つた案が提起せられてゐるとは云へ、當局から断を下された場合は、それが例へ如何なる種類のものであるか共、喜んでそれに服し、新しい機構の下に滅私奉公に馳せ参ぜんものと覺悟のほどを固めたのである。

従つて業界の統制會に對する意見は、遂に未だ一本建とはなり得なかつたが、少く共業界が、協力一致體制を整へることに成功したのである。

此の上は一重に、主務官廳である商工省より統制會の設立命令が下されるのを待つ許りとなつた。

一抹の不安

——他の官省が何う出るか——

ところが、斯くの如く業界が協力一致の體制を整へて、如何なる案であろうと有難く御受けすると決意して、當局の命令を今かくと待つてゐるとき、此の期待に反して好まし

からぬ情報が頻々として業者側に齎らされて來た。

一月二十三日に東京土木建築工業組合が、商工省と企畫院へ統制會促進に關する意見書を提出した。其の意見書は

日本民族の發展と東亞永遠の安定とを期すべく驟起して茲に六年我國戰時經濟は彌々その基幹を確固ならしめ曩に經濟新體制確立要綱の決定以來夙に政府に於かれては經濟組織再編成に着手致され官民協力の統制方式として重要産業團體令を公布相成り爾來御當局の御明斷に依り今や二十二統制會の設立を見候は邦家のため寔に慶賀に不堪る次第に御座候

御高承の通り當土木建築業は百般産業の先驅的役割を爲す重要産業の一に有之戰時下殊に國土防衛並に建設の兩面に於けるその重要性は敢て贅言を須ふるの要なき所と確信致居候惟ふに高度國防國家の確立は生産擴充の強化と國土防衛の完璧とに歸し得べく而して之が基礎的任務は一に懸つて當土木建築業にありと聊か自負仕り一意組織の整備能率の向上に思を致し以て聖業完遂に挺身罷在候次第に御座候

御承知の如く現下當業界は資材並に勞働力の不均衡等に起因せる幾多の困苦山積致居候
へ共吾等當業者は齊しく烈々たる國家意識の下懸命是れ御奉公に邁進致居る實狀に有之
只管銃後第一線の戦士として日夜營々斯業に専念罷在候と共に從來の割據主義を一擲し
清新強力なる機關に抱合統一化せんとする氣運澎湃として起りつゝある状態に有之候
斯る眞摯なる敢闘精神を生かし更に吾等の有する能力を最高限に發揮せしむるには官民
協力による中樞統制指導機關の設置以外に無之斯くて土木建築本來の使命をして強力統
制の實を擧げ以て戦時經濟體制への一翼たらしむべきと僭越乍ら勘考仕候次第に御座候
幸ひに當業界の適正なる再編成は國家喫緊の要事たるに思を致され重要産業團體令第三
次指定として御指定賜り候はゞ當業界の自覺と體験とを結集致し創意と責任とに於て必
ずや閣下の御期待に背かざるの信念を堅持致居候就ては吾等の衷情御推察被成下今後統
制會御指定の儀に付格別の御配慮相賜度茲に至情を披瀝し情を具し御清鑑を仰ぐ次第に
御座候

昭和十八年 月 日

東京土木建築工業組合理事長 島 田 藤

商工大臣 岸 信 介 閣下

と云ふのであるが、此の意見書を提出すると共に、商工省では豊田企業局長、企畫院では龜山第三部長と工組代表者が會見して意見の交換を行つたとき、商工省では

「議會が終れば既定方針に従つて統制會設立の準備を進める方針であるから、業界は眞に協力一致し、如何なる場合に直面しても同じ態度、同じ言葉、同じ精神で行つて貰ひたす」

との意味の話があつたが、企畫院の方では、

「土建に對して統制會を設けることは妥當でない様に考へる。他の方法で機構を整備すべきではなからか」

と、意外の言葉が吐かれたと言ふ。

更に他の事業官廳でも、商工省の考へてゐる統制會方針に全幅的讚意を表して居らないとも言はれ、折角協力一致體勢を整へた業界に一抹の不安と焦燥の色が窺はれ出した様で

ある。

勿論これ等は多分に憶測が交つて居る様であるし、商工當局が統制會方針を放棄したものでなく、且つ商工省の他官省との横斷的折衝が未だ其の緒に付いた許りのところで、直ちに悲觀説を唱へることは早計の觀があるが、土建が他の産業部門に比して複雑であるだけに、新しい機構を確立する迄には尙相當の波瀾曲折を覺悟しなければならぬ様に考へられるのである。

自主整備の氣運

——中小業者の合同が濃厚化する——

斯くの如き情勢下に在つて土建業者は何うしてゐるか。拱手傍觀逸らに成行きに任せてゐるかといふに、決してそうではない。

統制會が出来て機構が確立されたならば、必然的に企業の整備が行はれるものとして、既に着々自主的に整備統合を進めてゐるのである。

大業者は資本を増加し、力有る者は法人組織に改め、小業者は相呼應して統合による力の結集を爲しつゝある。

京都、愛知などの工業組合では一定の方針を樹て、総合的に組合傘下の業者を統合せしめつゝあるし、其他の府縣下でも、集團的に、個人的に此の氣運は頗る廣範圍に動いて來てゐるのである。

これに對して商工省は、積極的に勸奨はしないが、暗黙の裡に諒としてゐる様である。

自主的整備をする場合の基準は、昨年六月十二日付商工省化學局長の名を以て地方長官に發せられた企業許可方針に因つて爲されてゐる様であるが、此の許可方針は極めて簡明で、實として居り、手續上の處理にも非常な手数が掛るので、直接の申請を止めて、先づ一應日本土木建築工業組合聯合會をして下調査をさせることにした。

商工省の指示によつて聯合會が、各道府縣工業組合に發した通牒によると

企業許可令第三條に依る事業開始の許可申請に關する件

標記の件に關しては從來本會と無關係に處理せられ居候處今般商工省當局の御指示に依り右申請書は今後内許可申請の正式手續前（地方廳に書類提出前）に本會の内審査を得ることに相成候條、右書類は地方廳に提出前一應本會に提出、右本會の内審査を得ざる申請書は商工省に於て之を受理せざること、相成候條此の段貴組合員各位に對し周知徹底方御高配賜り度願上候

となつてゐる。これは商工當局が暗黙の裡に、中小業者の自主整備を勸奨してゐると共に、商工省の事務簡素化と併せて聯合會の存在價值を認證したものとみてもよいであろう。兎まれ、これは企業合同による自主整備氣運が濃厚となつたので、合同を行ふ者が商工省に内許可の申請を行ふ場合に、地方廳に書類を申請する以前、先づ聯合會の下審査をうけることになつたものである。

統制會が生れた場合、加入資格の最低線を何の邊に置くかは豫測出来ないが、業者は少く共企業許可方針の示す範圍内であつたならば、統制會への参加は可能なりとみてゐる様である。

今後に於ても、此の傾向は益々濃厚となるであろうが、参考に愛知縣工組の行つてゐる企業整備組織の方法を掲げて置く。

愛知縣土木建築工業組合企業整備

組織要綱

愛知縣土建統制組合を組織し其の組織を左の通りとす

一、地方大業者にして組織變更に依り事業開始の場合を以て統制組合員とす

(イ) 愛知縣土木建築工業組合の組合員たること

(ロ) 過去三ヶ年間に於ける施工實施の一ヶ年間平均金額五十萬圓

以上一件當り施行実績、十萬圓以上

但陸軍工事、海軍工事、生産擴充工事、官廳（道府縣を含む）工事若は市町村工事又は以上に類する工事の受註実績を有し其の工事に付き社會的信用あるものなること

（ハ）資本金十萬圓以上の全額拂込のこと

（ニ）左の各號の一に該當する工事技術者三名以上を保有するものなること

1、大學令に依る大學の土木科建築科又は之に該當する學科を卒業し現場工事に付き二ケ年以上の経験を有する者

2、専門學校令に依る専門學校の土木科、建築科又は之に該當する學科を卒業し現場工事に付き五ケ年以上の経験を有する者

3、實業學校令に依る實業學校の土木科建築科又は之に該當する學科を卒業し現場工事に付き八ケ年以上の経験を有する者

4、1乃至3に該當せざる者にして現場工事に付き十年以上従事し工事主任としての経験を有する者

二、其他の工業組合員を以て左記地域別に一社の事業會社を創立せしめ之を以て統制組合員とす

（イ）一の（イ）（ハ）（ニ）に該當すること（ロ）合同すべき二以上の業者中一は過去三ケ年間に於ける施工実績の一ケ年平均金額十萬圓以上、一件當り施工実績五萬圓以上且つ陸軍工事、海軍工事、生産擴充工事、官廳工事若くは市町村工事又は以上に類する工事の受註実績を有し其の工事に付き社會的信用あるものなること

△事業會社の所在

1、地方大業會社約四十二社

2、名古屋市、區單位（十區）十社

- 3、其他の市（豊橋市、岡崎市、半田市、瀬戸市、一宮市）各一社計五社
- 4、各郡部（十八郡）各一社計十八社
- 5、合計七十五社（創立豫定）

右は原則なるも各市區郡其の實情により多少の變更あるものとす

△工事の配分

- 一、統制組合内に統制委員會を設け任期は短期、交替制とし各組員の實績を調査し其の工事現場等を考慮の上公平無私を以て配分し理事長の承認を求め決定すること
 - 二、理事長の決定したる工事割當は絶対的のものにして若し辭退を申出でたる場合は其の實績より控除されるものとす
- 右辭退申出でありたる工事は理事長に於て他の適當なる組合員に配分す、此の場合再辭退申出である時は統制組合の直營施工とす、其の利益は統制組合の基金とし損害は組合員の平等負擔とす

|| 附 錄 ||

滿洲土木建築合同要綱

第一方 針

大東亞戰爭下に於ける我國國防建設並に産業開發の緊急性と土建事業の特性とに鑑み現下の資金、物資、勞務統制の強化に即應し國內土建請負能力の綜合的結集高揚を圖ると共に之が動員並に効率的運営に遺憾なからしむる爲滿洲土木建築業協會を改革して其の統制力を強化し企業體の協力を促進し土木建築業の運営刷新並に請負制の改善を行はんとす

第二 要 領

一、滿洲土建公會に關する事項

- (1) 滿洲土木建築業協會を滿洲土建公會と改稱す

(2) 滿洲土建公會は概ね左の業務を行ふものとす

(イ) 土木建築業者(會員)に於て請負ひたる工事は凡て公會に登録せしめ以て土木建築事業の實施把握に資せしむること

公會が其の會員に對して行ふ工用機器及假設材料の配給斡旋又は資金の融通斡旋若は債務保證工事に關する助成は前項の登録に基き之を行ふこと

(ロ) 公會は其の會員の請負限度を規定し又は會員の契約締結に關し必要なる事項を命じ得ること

(ハ) 公會は企業者の希望に應じ會員の斡旋を爲し得ること

(ニ) 公會は其の會員に對し工用機器及假設材料等を一元的に配給斡旋すること

(ホ) 公會は其の義務に關し政府の認可を経て會費及各種の手續料を徴し得ること

(ヘ) 公會は其の目的を達する爲政府の認可を経て必要なる規程を設け得ること

(ト) 公會は其の會員の營業狀態に付報告を徴し又は検査を爲し得ること

(チ) 公會は其の目的を達する爲必要なる事業を經營し得ること但し營利を目的として之を爲し得ざること

(3) 滿洲土建公會の自律的業務の範圍は従前通とし尙政府は之が強化に付指導を行ふものとす

(4) 政府は滿洲土建公會に對し所要の助成を行ふものとす

(5) 滿洲土建公會の性質及其の機構は概ね左の通とす

(イ) 公會は營業に付政府の許可を受けたる土木建築業者を以て強制加入とする法人と爲すこと

(ロ) 公會の最高議決機關は理事長とし、施行機關たる役員は會長、理事長及理事(以上の中常務に従事せざる理事を除き凡て専任)とすること

(ハ) 公會の會長は政府に於て之を任命し其の他の役員は會長の推薦する者の中より政府之を任命すること

(ニ) 政府は公會をして工事の指導監督及設計、積算に關する受託機構を整備せしむること

二、土木建築業經營の刷新強化に關する事項

(1) 土木建築業を適正規模に改編する目的の下に許可基準を高度化し原則として資本金二十萬圓以上の會社に非ざれば之を許可せざるものとす

(2) 前項の基準に適合せざる既許可業者に對しては概ね一年内に右基準に適合する如く措置するものとし政府は其の間可及的に經營機構の改善又は企業合同に付指導態態を行ふものとす

(3) 營業許可は交通部大臣に於て之を行ふものとし許可に際しては特に下級業者の定地營業性を保持せしむる如く所要の考慮を拂ふものとす

(4) 土木建築業の經營内容の明確化を期する爲左の措置を講ず

(イ) 營業年度に於ける收支決算を要報告事項とすること

(ロ) 決算期に於ける利益金配分計畫を要報告事項とすること

(5) 經營方法の改善、經營費の節用、定地的營業の確立を期する爲支店、出張所(工事現場詰所の類を除く)の設置は之を要認可事項と爲すと共に必要ある場合政府は之が設置を命じ得るものとす

三、請負制度の改善に關する事項

(1) 損失補償制度の確立に資する爲左の方途を講ず

(イ) 政府は公會をして損失補償制度の確立を圖る爲災害補償、災害保險等の實施に關し必要なる方途を講ぜせしむること

(ロ) 企業者は損失補償の爲必要なる考慮を拂ふこと

(2) 政府は企業をして可及的に現行片務的契約條項を廢止して契約の適正化を圖

らしむるものとす

(3) 政府は公會をして原價計算制度の確立に關し適當なる方策を講じ以て工事單價の規則を促進せしむるものとす

(4) 下請に關し左の改善の方途を講ず

(イ) 一式下請は之を禁止すること

(ロ) 分割下請は一定の條件の下に之を一次に制限するも分業下請は之を制限せざることを

(ハ) 名儀の貸與は之を禁止すること

第三、措 置

一、要領中二及三の(4)は康德九年八月一日より之を實施す

前項以外の事項は康德十年一月一日より之を實施する如く康德九年度中に必要なる措置を完了す

二、滿洲土建公會法を制定し現行交通部令滿洲土木建築業協會令は之を廢止するものとす

三、土木建築業統制法及同法施行規則の改正を行ふものとす

四、本要綱の實施に付軍、關東局は之に協力するものとす

滿洲土木建築統制要綱

第一方 針

曩に政府に於て決定せられたる土建統制強化要綱の趣旨に基づき請負能力の結集昂揚經營の合理化並に經濟統制の逐行を容易ならしめ併せて業界の刷新を圖り以て工事成果の向上を期する爲業者の統合を行ひ之が再編成を爲す

第二要 領

(一) 合同の對象

合同を爲すべき業者は左記各號の既許可業者とす但し滿系露系業者、地方僻陬の地に於て營業する業者及特殊業態の業者に付ては別段の考慮を爲し得ること

(イ) 營業許可基準の改正(高度化)に伴ひ其の最低基準(資本及人的物的具備條件)に達せざる者

(ロ) 前號以外)の業者にして最近二ヶ年の業務報告書に依る年間請負責績總額中其の大なるものが拂込資本額の一役に達せざる者

[註] 本要領に於て前各號に該當する既許可業者は之を非適合業者と稱し然らざるものを適合業者と稱す

(二) 合同の方法

業者は自律的意志に依り現行隣組制度、資本並に設備團體、縁故關係、企業者關係其他諸條件を勘案、縱斷的(吸收合併)又は橫斷的(新設合併)方法に依り合同すること

(三) 合同の時期

合同は康徳十年六月末迄に完了すること但し七月より十一月末迄を整備期間とす

(四) 合同斡旋機關

合同は政府指導の下に第一次的には滿洲土木建築業協會(以下單に協會と稱す)之が斡旋の任に當る

[註] 第二次的には別に政府に於て定むる土建合同斡旋委員會を以て斡旋す

(五) 合同斡旋方針

(イ) 斡旋は合同當事者の申出に依り行ふを原則とするも斡旋機關に於て特に必要ありと認むる場合には積極的に之が斡旋を行ふ

(ロ) 斡旋に當りては合同當事者相互間の互讓精神に基き圓滿妥結せしむるを建前とし干渉に亘らざること

(ハ) 斡旋に當りては可及的に政府關係機關と連絡を密にすること

(六) 合同に因り餘剰人員を生じたる場合に於ては協會が就職の斡旋を爲す

(七) 合同資本限度

業者の合同資本總額限度は左の各號の内其の低きを以て限度とす但し特別の事情ある場合に限り(ロ)の範圍に於て考慮を爲すことを得

(イ) 合同當事者既許可資本の合計額

(ロ) 合同當事者最近一ケ年の業務報告書に依る年間請負実績額中其の大なるものを合計額の三分一額

(八) 合同上の注意

(イ) 合同に依り新設する會社は土木建築業統制法の規定に依る許可を受け存続する會社及廢業する者は同法施行規則の規定に依る届出を爲すこと

(ロ) 法外業者の企業合同参加は地區(省)に於ける特殊事情に依り其の必要ある場合に限り之を認むることを得

(ハ) 合同後の新設會社の經營に關しては合同當事者の單なる資本合同に依る寄合經營的色彩を有する工事取得仲介機關の如き形態を避け一體的運營を爲し得る如き内容を構成せしむること

第三 指 導

(一) 協會は適合業者に對し合併其の他適宜の方法に依り本要領に準じ

(七) 合同資本限度の項を除く) 積極的に非適合業者を吸収せしむる如く指導應憑を行ふこと

(二) 協會は本要領に準じ(七) 合同資本限度の項を除く) 可及的に適合業者相互の合同に付指導應憑を行ふこと

(三) 協會は企業者側に對し合同に付協力を依頼すること

(四) 協會は政府に對し隨時企業合同の狀況を報告すること

臺灣土木建築統制案

全土木建築業統合設立に着手した臺灣では左の如く十二要綱の臺灣建設工業株式會社（假稱）設立計畫案を樹立、これにより中央機關、地方會社の全國的統合に乗り出すこととなつた。

一、本會社は臺灣全島における土木建築請負業統制各地方會社の中央機關たるを主たる目的となす

〔説明〕 中央機關を統制會とせず特に會社となすは各地方會社が州知事廳長の管理監督

下にある諸工事の特命を受くるを建前とする、軍他官廳及び民間工事は一旦本會社に受託し調査の上他地方會社に施行せしめこれを指導監督、援助をなす必要あり、なほ地方會社において過大と認定せらるゝ工事は直營とする必要あるためなり

二、本會社の設立發起人は各州廳土木建築請負業組合員より當該州知事廳長の推薦による

有力者若干名これに當り設立事務所は臺北市におく。

三、本會社は臺北市に本社を東京市に支社をその他必要と認むる箇所に出張所をおく

四、本會社は左の業務を行ふ

（一）本社イ、支社及び各州出張所を統轄し各州知事廳長の管理監督下に屬せざる他官廳軍民間各工事（島外を含む）の受注施工ならびに地方會社に對し工事の配分、監督指揮および工事發注主に對する各種の折衝工事金受領の代理等をなす、ロ、地方會社への資金、資材、機械工具の配分、斡旋および貸付、ハ、土木建築工事の設計施工ならびに監督（地方會社に發注せざるもの）ニ、土木建築工事用資材の採取加工ならびに販賣、ホ、前記各項に附帶する他の業務、ヘ、前記各項に關聯せる事業を他の協同經營または投資する各地方會社（臺北、新竹、臺中、臺南、高雄）各廳を單位とする各地方會社（臺東、花蓮港、澎湖）の資本金按分割當五〇%

〔説明〕（イ）本會社は全島業界の統制を主たる目的とするを以て出資も亦出來得る限

り全島に平等平均に割當つることとし、而も各地方統制會社よりの出資を中核とし、個人的優先の弊を除かんとす（ロ）事業が複雑にして特質を有する點よりこれを十分に認識する業者の出資を主とすることとす（ハ）請負業者以外に特に關聯を有つ土工、工事用材商の参加は相互共榮的に必要ならん（ニ）その他一般となせるもの、イ、ロ、ハに於て十分の出資を見ざれば官廳公共團體の出資を仰がんとすこの出資額のパーセンテージに依つては、本會社の性格著るしく變化するならん（ホ）内地業者は原則として加入せしめざるものとす

（二）東京支社は東京において發註せらるゝ官廳、軍、民間各工事殊に南方共榮團建設に必要な工事入札には必ず参加し協力これが受註に努む

（三）出張所はその管轄内における本社事業の一部を代理す

〔説明〕（イ）諸會社への運動交渉宣傳工事内容の検討地方會社への施工上への指導、援助等技術員熟練工の派遣（ロ）資材の共同購入配分、工事資金の融通、借入金金の幹

旋、資材、勞務、需給關係の調査連絡（ハ）設計をなすの外地方會社のみにより難しと認むる工事の施工を直營す（ロ）煉瓦、瓦、その他の製造、砂、砂利の採取（ホ）土地家屋賣買、賃貸借、勞力供給のごとき

五、本會社の資本金を一千萬圓（一株百圓）とし左の割當を以て出資せしむイ、各州の單位と

六、當會社においては株式の割當重役の選任、職員任命その他に就き土建請負業の既往の實績は特に主たる基礎となさず構成の有機分子たり得るや否やを嚴重検討なす

〔説明〕 地方會社（例臺南建設工業株式會社）において實績を或程度尊重するも、本社に於ては本社の性質上特に技術經營の指導的立場にあるを原則とするを以て實績よりも技術能力を主眼として構成せんとす

七、本會社の運営は常に國策順應公益優先を主旨とす

八、役員中若干名は各地方會社より一名づつ以上を任命するものとす

〔説明〕 本會社は地方會社と隔絶したる運営は許されざるところにしてすなはち地方會社は本會社の大半の出資者にして本會社の母體たるべき本會社業域も本島全部に及び連絡協調上各地方よりの參割を必要とす

九、職員特に土木建築技術部門には斯界の權威者を招聘し設計施工共に本島最高技術陣を整備す

〔説明〕 島出業者の缺陷は優秀技術者の少數にありて常に多くを官廳の指導によらざるを得ざる状態にあり技術の向上を圖らざれば能率の昂揚は困難なり本社はこの點を特に重視す

一〇、監督府部に權威を持たしめ獨占企業としての專斷怠慢の弊を除去せん

一一、大東亞共榮圈南方地域の建設は將來當會社の使命たりと自認し不斷にその調査準備を續くるものとす

〔説明〕 營業部門、技術部門ともにこれが爲めに研究班を組織し調査研究をなさしむ

一二、當初の本社代表者は臺灣總督の指令によつて選任するものとす

臺南建設工業會社

以上のごとく臺灣建設工業株式會社設立計畫案にともなひ臺南州では地會社たる臺南建設工業株式會社設立方針を左のごとく決定した、因みに臺南建設工業株式會社設立に當りこれが運営方針は業者間において論議の的とされたが資金二百萬圓の會社においては工事費二十萬圓の運営に當らざるかぎりこれが經營は困難とされるも過去數ヶ年にわたる同州の工事状態を検討する時官衙、會社、寄附、大衆等工事において優に工事費二、三千萬圓を越ゆる状態に在る模様である

一、本會社設立發起人は臺南土木建築請負業組合員ならびに嘉義土木建築請負業組合員これに當り設立事務所は臺南に置く

二、本會社は臺南州下の土木建築請負業全部を統合する株式會社としその株主は臺南土木建

築請負業組合並に嘉義土木建築請負業組合總員を主體となすことを原則とし上記組合員外の臺南州土木建築請負業者全部を包含し州當局の指導に依り州下業者の整理統合をなすを以て主眼とす

三、本會社の設立は技術の向上生産力の擴大を飽くまでも基礎目標とす

四、本會社の設立は企業統制の主旨に依るを以て全國或は全本島の整理統制に關し當局よりの指示ある時は直にこれに従ひ強ひて本會社のみ獨占的立場を固持せず

五、本會社の營業區域は當初臺南州下全域臺南州知事の統轄する各官廳ならびに各團體の工事全部とす、なほ他官廳および軍、民間各工事の特命を州知事より斡旋を仰ぐものとす

六、本會社設立のために生ずべき業者ならびに使用人の轉失業者を出來得る限り少數に止むべき方法を特に考究すべし、前項細目は別途これを決定するものとす

七、本會社設立までの臺南以下出業者ならびに従業員にして應召入營中の軍人および軍屬

に對してはすべて特別の優遇をなさんとす

八、本社設立につき業者の實績といふは包括請負をなす請負名儀の當事者にして下請負者は認めざることを原則とす

九、本會社の資本金、總額當初二百萬圓、株式總數二萬株、一株の金額を百圓とし現場による出資はこれをなさず

一〇、本會社株式の割當は（イ）總株式の五〇％を臺南州下の土木建築請負業者中の出資希望者に平均割當をなす（ロ）總株式の五〇％と前項イの殘額（平均割當株式の全部を希望せずその一部を申込む者あらば生じたるその差を言ふ）を合したる物を臺南州下の業者中の希望者に過去三年間の營業稅納入額に應じ按分して割當つ（ハ）前各項に割當てその申込總數に満たざる場合は發起人に於てこれを引受くるものとす

一一、本會社の代表者は當分の間請負業者たることに限定せず

一二、本會社役員は臺南州知事の承認を経てこれを決定するものとす

一三、本會社設立後たゞちに設置すべき營業所は本店を臺南市、支店を臺南市および嘉義市、出張所を斗六、朴子、虎尾、北港、新營、佳里、麻豆、新化街に置きこの内新營、佳里、麻豆、新化の四出張所は嘉義支店に所屬せしむ、なほ必要に應じその他の街庄に詰所を設くるものとす、新營郡は臺南支店、嘉義郡は嘉義支店の直轄となすものとす

一四、各業者所有の機械、工具、材料はこれをもつてする現物出資を認めず本會社設立の後買収をなすものとす、評價は發起人ならびに經驗有る取扱業者を委嘱し査定委員を定め評價せしむ、但し使用に耐へざるものは考慮せず

一五、營業事務および作業所材料置場等に使用すべき土地家屋の買入れも前條の方法をもつて之をなす

一六、現在業者契約中の工業はすべて會社に引つぐものとす、その引つぎには工事出來形査定委員を發起人中より定め工事出來形歩合、工事金殘高未拂金等を調査評價をなす

一七、諸職工養成所を經營又は講習會等を開催し熟練職工の養成をなす

一八、土木建築勞務者（大工、左官、薦等）の職別勞務者組合の結成を斡旋指導し何等かの方法により本會社と聯契するものとす、各組合長及び幹部は既存請負業者のうち人格技術の勝れたるものを選びこれを擔當せしむ。

昭和 18 年 2 月 25 日 印刷納本
昭和 18 年 2 月 28 日 發 行



不 許 複 製

其後の土木建築統制問題

編纂者 土木建築倶楽部
東京市麹町区内幸町 2 / 10

發行者 池 田 信 路
東京市麹町区内幸町 2 / 10

印刷者 矢 澤 印 刷 所
代表 矢 澤 新 吾
東京市京橋區西八丁堀 / 14

東京市麹町区内幸町 2 丁目 10

發行所 光 陽 社
電話銀座(57)0246・2308番
振替口座東京 178925番

— (代購寫・非賣品) —

昭和18年2月25日印刷納本
昭和18年2月28日發行

終



(東京 549)